

下関市地域経済牽引事業促進補助金交付要綱

令和元年8月28日

改正 令和3年2月8日

令和3年3月29日

令和5年3月28日

令和6年4月1日

令和7年3月31日

令和8年5月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済を牽引する事業を促進し、本市における産業の振興及び雇用の創出に資するため、事業所の新設又は増設（以下「設置」という。）を行う事業者に対して交付する下関市地域経済牽引事業促進補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域経済牽引事業 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する事業をいう。
- (2) 事業所 地域経済牽引事業の用に供するために必要な事務所、作業場、倉庫その他の施設をいう。
- (3) 事業者 本市に事業所を設置し、地域経済牽引事業の操業又は営業（一部操業又は一部営業を含む。以下「操業等」という。）を行う者（次号に規定する企業グループを含む。）をいう。
- (4) 企業グループ 他の会社の資本金の額又は出資の総額の2分の1以上を所有している会社（以下「親会社」という。）及び当該他の会社（以下「子会社」という。）が一体として活動している企業集団をいう。この場合において、子会社には、親会社及び子会社の双方により、又は子会社単独により資本金の額又は出資の総額の2分の1以上を所有されている会社を含むものとする。
- (5) 地域経済牽引事業計画 本市における事業所の設置に係る法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画をいう。

- (6) 基本計画 法第4条第6項の規定により、主務大臣から同意を得た令和6年4月1日付け「地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（山口県地域未来投資促進基本計画）」をいう。
- (7) 投下固定資産 市内の事業所の設置に要する土地、家屋及び構築物をいう。ただし、土地にあっては、操業等を開始する日前5年以内を取得し、又は賃借した土地に限る。
- (8) 従業員 市内の事業所に勤務する次のいずれにも該当する者をいう。
- ア 期間の定めのある契約により雇用された者でないこと。
 - イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する雇用保険の被保険者として雇用されている者であること。
 - ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項に規定する厚生年金の被保険者として雇用されている者であること。
 - エ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第9条に規定する厚生年金の被保険者として雇用されている者であること。
 - オ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者又は他社からの出向者等でない者
- (9) 新規雇用従業員 法第13条第4項又は第7項の地域経済牽引事業計画の承認を受けた日から操業等を開始する日までに当該地域経済牽引事業計画に係る事業所において新規に雇用し、又は市外から当該事業所への配置転換により配置した従業員若しくは雇用形態の変更により新たに前号に規定する従業員となった者で、かつ、本市に居住する者をいう。ただし、当該事業所において、操業等の開始の日から起算して6月を経過する日までの期間における新規雇用従業員の退職（当該新規雇用従業員自らの理由による退職に限る。）又は市外の事業所への配置転換により、当該退職又は配置転換の日の30日前の日からその日後60日を経過する日までの期間に従業員を新規に雇用し、又は市外の事業所から配置転換により配置し、若しくは雇用形態の変更により新たに前号に規定する従業員としたときは、当該雇用し、又は配置し、若しくは雇用形態を変更した者は、新規雇用従業員とみなす。
- (10) 中小企業者 事業者のうち、法第2条第3項に規定する中小企業者をいう。ただし、企業グループである事業者にあっては、当該企業グループ

を構成する親会社及び子会社の全てが、同項に規定する中小企業者である場合に限る。

(11) 過疎地域 本市において過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第3条の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。

（補助対象事業）

第3条 この要綱における補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

(1) 法第13条第4項又は第7項の規定による地域経済牽引事業計画の承認（法第14条第1項の規定によりその変更の承認があったときは、その変更後のもの。）を受けた事業であること。ただし、基本計画に定める脱炭素エネルギー分野を除く。

(2) 次条第1項に規定する投下固定資産総額及び新規雇用従業員数（操業等の開始の日から6月を経過する日までの間の新規雇用従業員の人数をいう。以下同じ。）の要件は、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額及び人数とする。

区分		投下固定資産 総額	新規雇用従業員数
事業者	事業所を設置 する地域		
中小企業者	過疎地域	5千万円以上	3人以上（過疎地域に居住する者の場合は、2人以上）
	過疎地域以外の地域	2億円以上	5人以上
中小企業者 以外の事業者	過疎地域	2億5千万円 以上	6人以上（過疎地域に居住する者の場合は、4人以上）
	過疎地域以外の地域	10億円以上	10人以上

（補助対象経費）

第4条 この要綱における補助金の交付の対象となる経費（以下「投下固定資

産総額」という。)は、次に掲げる費用を合計したものとする。ただし、投下固定資産総額は、当該固定資産総額に係る消費税及び地方消費税相当額を控除して得た額とする。

- (1) 投下固定資産を取得するために要する費用
- (2) 投下固定資産を賃借する契約に基づく賃借料で、その賃借期間の始期から起算して5年を経過する日までに要するもの
- (3) 前2号の規定による投下固定資産の取得及び賃借に付随する補助対象事業の用に供するために必要な費用で、市長が特に認めるもの
(交付対象及び補助金の額)

第5条 市長は、次の要件を全て満たす事業者に対して補助金を交付するものとする。

- (1) 第3条の要件を満たす補助対象事業を行う事業者
- (2) 本市と立地等産業振興に係る協定（下関市立地等産業振興に関する協定実施要項（平成30年1月15日制定）第1条に規定する協定をいう。）を締結した事業者

2 補助金の額は、事業所に係る投下固定資産総額に100分の5を乗じて得た額とし、1億円を上限とする。ただし、投下固定資産総額が100億円以上のときは、3億円を上限とする。

3 前項の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（指定の申請）

第6条 事業者になろうとする者は、補助金の交付を受けようとするときは、事業所の設置に係る工事に着手する日の14日前の日までに、指定申請書（様式第1号、及び地域経済牽引事業計画書（様式第2号）にこれらの様式に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による申請の期日を別に定めることができる。

（指定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請（以下「指定申請」という。）があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、当該指定申請をした事業者を補助金の交付の対象となる事業者（以下「指定事業者」という。）として指定し、その旨を指定

書（様式第3号）により当該指定事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による指定（以下「指定」という。）をしようとするときは、必要に応じて指定申請に係る事業所の設置に係る機関に意見を聴くものとする。
- 3 市長は、指定をする場合において、必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。
- 4 市長は、第1項の規定による審査により、指定が適当でないとき、その旨を当該指定申請をした者に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第8条 指定事業者は、指定を受けた際の地域経済牽引事業計画（以下「事業計画」という。）の内容を変更をしようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- 2 指定事業者は、事業計画に係る補助対象事業の実施が困難になったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請又は前項の書類の提出を受けた場合は、指定に付した条件若しくは指定の内容を変更し、又は指定を取り消すことができる。
- 4 前項の場合においては、前条の規定を準用する。

（指定申請の取下げ）

第9条 指定事業者は、第7条第1項の規定による通知を受けた後に事業計画を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により指定申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により指定申請が取り下げられたときは、当該指定申請に係る指定はなかったものとみなす。

（工事の着手及び完成の届出）

第10条 指定事業者は、事業計画に係る工事に着手したときは、その着手の日から10日以内に、工事着手届（様式第5号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 指定事業者は、前項の工事が完成したときは、その完成の日から10日以

内に、工事完成届（様式第6号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

（実績の報告及び交付の申請）

第11条 指定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第7号）に実績報告書（様式第8号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請（以下「補助金交付申請」という。）は、事業所の操業等を開始した日から6月を経過した日から起算して1年以内に行わなければならない。

3 補助金交付申請をすることができる補助金の額は、1会計年度において1億円を上限とする。

4 指定事業者は、第5条第2項及び第3項の規定により算出した補助金に相当する額が市長から既に交付された補助金の額を上回るときは、当該補助金に相当する額から当該市長から既に交付された補助金の額を差し引いた額の範囲内で、初めて補助金の交付の決定を受けた会計年度の翌年度及び翌々年度において補助金交付申請をすることができるものとする。この場合においては、第1項及び前項の規定を準用する。

（交付の決定）

第12条 市長は、補助金交付申請を受けた場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助対象事業として適当でないと認めるときは、当該補助対象事業に適合させるための措置をとるべきことを、期限を付して当該審査に係る補助金交付申請をした指定事業者に対して指示することができる。この場合においては、前条第1項（実績報告書の提出に係る部分に限る。）の規定を準用する。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定した場合は、その決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を当該補助金の交付の決定を受けた指定事業者（以下「補助対象指定事業者」という。）に補助金交付決定通

知書（様式第9号）により通知するものとする。

- 5 市長は、第1項の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと思えるときは、補助金を交付しない旨を当該審査に係る補助金交付申請をした指定事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助対象指定事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金支払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の請求があった場合において、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、当該請求をした補助対象指定事業者へ当該請求のあった額を交付するものとする。

（地位の承継）

第14条 相続、合併、譲渡その他の事由により指定事業者から補助対象事業を承継した者は、その事業を承継した日から起算して30日以内に、地位承継届（様式第11号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該届出をした事業者へその旨を通知するものとする。

（補助事業の休止等の届出）

第15条 指定事業者は、事業所の操業等を開始した日後10年以内に補助対象事業を休止し、又は廃止したときは、その事実が生じた日から10日以内に事業休止・廃止届（様式第12号）によりその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（関係書類の整備等）

第16条 指定事業者は、第12条第1項の規定による補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）の対象となった事業所の設置に関する書類その他関係書類を整備し、当該事業所の操業等を開始した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して10年間これを保管しなければならない。

（財産の処分の制限）

第17条 指定事業者は、交付決定の対象となった投下固定資産を、市長の承認を受けずに当該補助金の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助対象指定事業者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は当該事

業所の操業等を開始した日から起算して10年を経過した場合は、この限りでない。

(指定等の取消し及び補助金の返還)

第18条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により指定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) 指定又は交付決定に関して付した条件に違反したとき、又はこの要綱に定めるところによる市長の指示に従わなかったとき。

(4) 操業等を開始した日後10年以内に補助対象事業を縮小し、休止し、若しくは廃止したとき、又は法第14条第2項の規定により地域経済牽引事業の承認を取り消されたとき。

(5) その他市長が指定又は補助金の交付をすることが適当でないと認めたととき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずることができるものとする。

(検査等)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、指定事業者又は補助対象指定事業者に対して質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査すること（次項において「検査等」という。）ができる。

2 指定事業者は、市長が検査等をするときには、これに従わなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(有効期間)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、前項に定める日までに指定を受けた者に対する補助金については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（令和3年2月8日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の下関市地域経済牽引事業促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされた指定申請（下関市地域経済牽引事業促進補助金交付要綱第6条第1項の規定による申請をいう。以下同じ。）から適用し、同日前になされた指定申請については、なお従前の例による。

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和5年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の下関市地域経済牽引事業促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされた指定申請（下関市地域経済牽引事業促進補助金交付要綱第6条第1項の規定による申請をいう。以下同じ。）及び地位承継の届出（同要綱第14条第1項の規定による届出をいう。以下同じ。）から適用し、同日前になされた指定申請及び地位承継の届出については、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月1日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の下関市地域経済牽引事業促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされた指定申請（下関市地域経済牽引事業促進補助金交付要綱第6条第1項の規定による申請をいう。以下同じ。）から適用し、同日前になされた指定申請については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和7年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の下関市地域経済牽引事業促進補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後になされた指定申請（下関市地域経済牽引事業促進補助金交付要綱第6条第1項の規定による申請をいう。以下同じ。）から適用し、同日前になされた指定申請については、なお従前の例による。

附 則（令和8年5月28日）

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の下関市地域経済牽引事業促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされた指定申請（下関市地域経済牽引事業促進補助金交付要綱第6条第1項の規定による申請をいう。以下同じ。）から適用し、同日前になされた指定申請については、なお従前の例による。